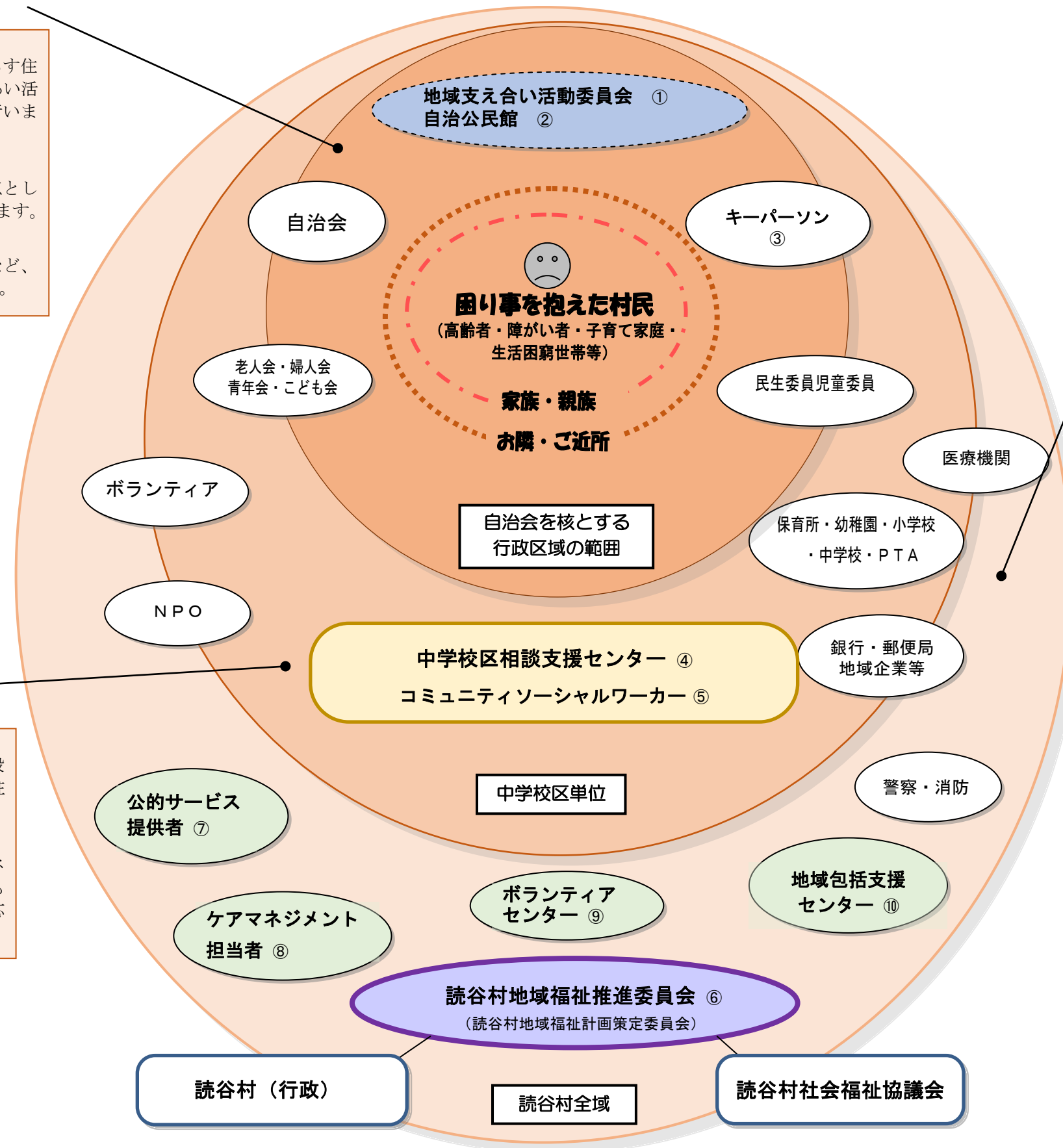


# □支え合いの仕組みのイメージ図【5年後の目標像】

## 基礎圏域：自治会を核とする行政区域の範囲

- ①地域支え合い活動委員会：  
地域のさまざまな福祉課題を解決するため、地域に暮らす住民の参画によりニーズキャッチに取り組んだり、支えあい活動を組織的に展開するなど、福祉による地域づくりを行います。
- ②自治公民館：  
地域の自治公民館を地域支え合い活動委員会の活動拠点としていくとともに、身近な相談対応の場として活用を図ります。
- ③キーパーソン：  
地域福祉活動で重要な役割をもつ、民生委員児童委員など、地域のインフォーマルサービスを調整する地域住民です。



## 村圏域：読谷村全域

- ⑥読谷村地域福祉推進委員会：  
計画の推進及び進行管理を図るとともに、読谷村における福祉・保健・医療・教育を中心としたコミュニティづくりの推進を図ります。

## 中圏域：中学校区単位

- ④中学校区相談支援センター：  
既存の公共施設や事業所等を活用し、中学校区ごとに設置を図ります。コミュニティソーシャルワーカーが常駐するほか、ボランティア情報等の拠点となります。
- ⑤コミュニティソーシャルワーカー：  
基礎圏域の地域支え合い活動委員会の支援や、ケアマネジメント担当者間の調整・情報交換の仲介を行うとともに、村民の相談・要望等に、関係機関と連携しつつ対応します。

## 事業所等各種資源

- ⑦公的サービス提供者：  
介護保険制度や自立支援制度のサービス事業所・保育所等のことで、公的サービスを提供します。
- ⑧ケアマネジメント担当者：  
相談専門支援員、介護支援専門員など。支援の必要な村民に対して、公的サービス、インフォーマルサービスを一体的に調整し、コミュニティソーシャルワークの一翼を担います。
- ⑨ボランティアセンター：  
村民が集い、ボランティアしたい人・必要な人の情報が集積し、得られる場所。現在社会福祉協議会に設置されているボランティアセンターの機能を中学校区相談支援センターに再配置し、地域単位のボランティアのコーディネートをサポートします。
- ⑩地域包括支援センター：  
地域の様々な資源を活用し、高齢者の支援を行います。